

○国立大学法人お茶の水女子大学E－b o o kサービス運営委員会要項

平成22年5月26日

附属図書館長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学附属図書館規則第7条の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学E－b o o kサービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 国立大学法人お茶の水女子大学E－b o o kサービス（以下「E－b o o kサービス」という。）への著作物の登録及び削除に関する事項
- 二 その他E－b o o kサービスの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 附属図書館長
- 二 国際・研究機構長
- 三 図書・情報TL
- 四 特定非営利活動法人お茶の水学術事業会から選出された者2人ないし3人

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は、その都度定める。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(運営委員会の成立等)

第6条 運営委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

- 2 運営委員会の議事は他の特別の規定がない場合は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、運営委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門調査会)

第8条 委員長は、E-bookサービスに登録する著作物に関して、必要に応じて専門調査会を設置することができる。

2 専門調査会は、委員長の諮問による事項を審議し、その結果を委員長に答申する。

3 専門調査会は、委員長が指名する学内の教員若干名をもって構成する。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、図書・情報チームが行う。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年6月1日から施行する。